

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第194号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年8月28日（日） 10時40分ごろ	
発生場所	大阪府泉南市樽井漁港西方沖 樽井漁港西防波堤灯台から真方位292° 350m付近 (概位 北緯34° 23.1′ 東経135° 15.4′)	
事故等調査の経過	平成23年12月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A プレジャーモーターボート <small>サウスファイブツ</small> SOUTH 5 II、5トン未満（長さ6.34m） 220-16881大阪、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ ブラックパール号、5トン未満（長さ2.64m） 253-22575大阪、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士 B 船長B、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷中央部外板に破口 B 船首部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、船首をほぼ北に向けて錨泊中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、A船の周りを旋回した後、A船の右舷側に接舷しようとして船首を西に向けて時速10～20kmで接近中、平成23年8月28日10時40分ごろ、樽井漁港西方沖において、A船の右舷中央部とB船の船首とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
その他の事項	船長A及び船長Bは、知り合いであり、本事故発生場所で待ち合わせをしていた。 船長Bは、特殊小型船舶操縦士の免許を取得したばかりであり、本事故発生時、B船に乗るのが2～3回目であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、樽井漁港西方沖において、B船との待ち合わせのために錨泊していたものと考えられる。</p> <p>B船は、A船に接舷しようとして接近中、船長Bが適切な操船を行わなかったことから、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、樽井漁港西方沖において、A船が錨泊中、B船がA船に接舷	

	しようとして接近中、船長Bが適切な操船を行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・水上オートバイの操縦方法、運動性能を把握し、適切な操船を行うこと。・接舷する際は、十分に速力を落して接近すること。